

## 第三者評価結果

### A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育課程の編成		
【A1】	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>全体的な計画は保育の全体像を包括的に示すものとして、保育所保育指針の内容に沿って作成しています。当園の保育理念である「子どもの最善の利益」を念頭に、園長のリーダーシップのもと、全職員が意思統一して作成しています。また保育方針、保育目標とも連動するよう作成しています。当園では全ての年齢の保育において「養護」を第一義とし養護と教育が一体的に展開されるよう配慮しています。また年齢別の子どもの姿を丁寧に記載するとともに年齢間の連続性にも配慮しています。</p> <p>特に幼児期の終わりまでに育てたい姿10項目については重要事項と捉え、全体的な計画の上位に掲げています。全体的な計画には、当園の特色ある保育やセンター園としての事業、地域に開かれた園として地域の実態に対応した事業等当園独自の事業を明記しています。全体的な計画は、年度末に反省、評価、見直しを行い、次年度にむけて話し合い、作成しています。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
【A2】	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>日常的に換気をし、季節や気候に合わせて加湿器、クーラーなどを用いて快適に過ごしています。施設や遊具等は毎月の安全点検や園内点検表を活用して、日々の保育の中で気づくところはその都度改善し物的環境を整えています。寝具は業者に依頼し丸洗い、布団乾燥などを行い常に衛生的な環境を保っています。</p> <p>子どもの発達状況や遊びの状況を考慮し、子どもが迷わず、悩まず快適に遊べるよう子どもの動線を整え保育環境を整備しています。また稼働できる机を使用し、生活に合わせたスペースの確保を行っています。</p> <p>職員は子どもの自発的な活動を引き出すよう援助しており、安心して人と関わっていける人的環境も整備しています。施設は老朽化していますが、明るく清潔な設備を整えています。</p>		
【A3】	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>児童票から一人ひとりの発達状況や健康状況や家庭の状況を把握し職員間で情報を共有しています。年齢や発達に応じた声掛けや関わりを心掛けています。乳児が言葉でうまく言えない場合は、その裏にある気持ちや言葉にならない表情や仕草を汲み取り、時には代弁を行い子どもの気持ちに寄り添った保育を行っています。スキンシップにより愛着関係を育み、保育士との関りの心地よさや安心感を得られるように努めています。</p> <p>幼児に対しては、保育士が話しをするだけでなく子どもたちの意見を聞き、子ども同士の話し合いによって活動内容を決める等工夫しています。子どもに合わせて短い分かりやすい言葉で伝えています。優しい声で、子どもの年齢や発達に合わせた表現を心がけています。家庭環境や発達など個別の配慮を必要としている子どもの情報は、職員会議にて全職員に周知し、園全体で見守る体制を整え、一人ひとりを大切に保育を実践しています。</p>		

【A4】	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>一人ひとりの自ら行おうとする姿をやさしく見守り、次の成長に無理なく繋ぐことができるように努めています。着替えなど達成感を感じられるようさりげなく援助することを大切にしています。自分でできた時にはその姿を褒め、自信につながるよう援助をしています。</p> <p>広い園庭と豊かな自然の中で、日中は散歩や、園庭あそびを十分取り入れ体を動かしながらも休息もしっかり取り、動と静とのバランスを整えメリハリのある保育を実践しています。</p> <p>歯みがきの仕方や手洗い指導等子どもが基本的な生活習慣を身につけることができるよう看護師を中心に栄養士・保育士の三者連携で健康管理計画をたて、年間を通して食・保健活動に積極的に取り組んでいます。利用者家族アンケートでは「基本的生活習慣の自立について」保護者より高い評価が得られています。</p>		
【A5】	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもの「やってみたい」という自主性を尊重し、保育士がさりげなく援助しながら、達成感を味わえるようにしています。探索活動は身近な環境に興味や好奇心をもって関わり、自ら感じたことや考えたことを表現する力を培うことから熱心に取り組んでいます。戸外遊びについても、園内では経験することのできない自然環境や季節の変化を感じ、自ら身体を動かして遊ぶことを楽しんでいきます。</p> <p>幼児については異年齢交流を大切に、年上の子どもへの憧れの気持ちが育まれ、年下の子どもを思いやる気持ちが豊かになるよう援助しています。生活や遊びの中で順番等ルールを守ることの大切さや、遊びでは自分たちでルールを作り主体的に活動する中で相手との連帯感を育てています。高齢施設等多世代間交流を通じて相手を優しくいたわる思いやりの気持ちや挨拶やマナーが育まれています。こうした主体的に活動できる環境を整備しつつ「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」につなげています。</p>		
【A6】	A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>養護と教育の一体的展開のもと、①健やかに伸び伸びと育つことを大切にしています。受容的関わりにより生活のリズムを整えるよう努めています。②身近な人と気持ちが通じ合うことを大切にしています。遊びや生活の中で子どもが発した喃語や言葉を優しく受けとめ、応答的な関わりの中で子どもとの絆を深め安心して過ごせるように努めています。保育士は子どもと視線を合わせ、優しく語りかけています。③身近なものに関わり感性が育つことを大切にしています。月齢や一人ひとりの発達に合わせて、探索活動が出来る環境を整え、玩具等は安全面に配慮しています。発達に合わせた玩具を用意し、子どもの目線に合わせた玩具の設置を行うことで、触れたい物に興味をもって手が届くように環境を整えています。</p> <p>連絡帳や送迎時の対話を大切に、また保育参観、個人面談、おたよりなどを通して保護者と園や家庭での様子等の情報を共有し成長を共感し合えるようにしています。</p>		
【A7】	A-1-(2)-⑥ 1歳以上3歳児未満の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>持ち上がりの職員を配置するなど、それまでの育ちを把握し、子どもや保護者にとって安心できるようにしています。生活や遊びを通して「自分でしよう」とする気持ちを大切に、保育士は子どもの思いを汲み取り、子どもの主体性や自発性を尊重しながら援助し温かく見守っています。</p> <p>イヤイヤ期を迎えた子どもには「やろうとしたが上手くできなかった」と肯定的に捉え、子どもの意欲や気持ちを認め、子どもの気持ちに寄り添えるよう努めています。1・2歳児は2つのクラス・グループにわけ少人数グループできめの細かい保育を行っています。</p> <p>家庭との連携は送迎時、連絡ノート、保育参観、面談、おたよりなどを通して各家庭に合わせて対応しています。戸外遊びは探索活動を十分楽しめるよう工夫しています。自然豊かな当園周辺を散歩することで動植物の発見や驚き、喜びを保育士や友達と共感し合えるようにしています。</p>		

【A8】	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもたち一人ひとりが集団の中で自己を発揮しながら興味、関心が広がるような活動に取り組んでいます。3歳児が2クラスに分かれていることで、きめ細やかな個々の対応ができています。この時期は運動能力、知的能力、言葉等が目覚ましく発達する時期であり、一人ひとりの発達を捉え生活や遊びが充実できるよう努めています。</p> <p>3歳児は基本的な生活習慣が身につく友だちと一緒に楽しく過ごすよう援助しています。4歳児は簡単な決まりを守りながら友達との関りを深め集団で活動することを楽しむよう援助しています。5歳児は行事に向けて、友だちとイメージを共有し意見を出し合う機会を作っています。自分の役割をやり遂げる責任感や、友だちと協力して一緒に作り上げる連帯感などを経験することで達成感や満足感を感じられるよう援助しています。</p>		
【A9】	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子ども同士の関わりを大切に保育し、お互いの存在を認め合えるような働きかけを心がけています。当園では全体的な計画の中の特色ある保育としてインクルーシブ保育を掲げています。支援が必要な子どもだけが大切にされるのではなく、障がいの有無に関わらず一人ひとりの子どもが平等に大切にされ、それぞれに必要な保育と一緒に受けることで、共に育ち合うことができるインクルーシブ保育を大切にしています。</p> <p>障がいのある子どもの保育に関しては丁寧に対応できるように人員配置を行い、職員間で情報共有し、安心して生活できるように心がけています。</p> <p>個別指導計画を作成することで、保護者や地域の専門機関等と連携し円滑な子育てを行っています。関係機関と連携を持ち、情報を共有し、食事指導など学ぶ機会や園内でのカンファレンスで環境や手だてを検討しています。</p>		
【A10】	A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>生活の中で活動と休息のバランスを考え、メリハリのある活動を通して安定した気持ちで過ごせるように配慮しています。子どもの長時間にわたる保育については、子どもの年齢、生活のリズムや心身の状態に合わせて、職員の協力体制や家庭との連携の下、保育の内容や方法にも十分配慮して行うようにしています。個々にやりたい遊びを持続できるように配慮し、また少人数で過ごせる雰囲気を作り、落ち着ける場所を設定する等保育のための環境が整備されています。</p> <p>延長保育は子どもも少なく、保育士が一人ひとりの子どもに向かい合えるので、ゆったりとした家庭的な雰囲気の中で保育にあたっています。延長保育のおやつの内容は夕食に響かない程度のものにしています。引継ぎは個人ノートなどを活用しながら丁寧に行い、保護者への連絡は伝え忘れのないようにしています。</p>		
【A11】	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園から小学校へのつながりを大切にし、年間指導計画のねらいに小学校との連携、就学に関する事項を記載しています。当園の職員が小学校への授業参観に出かけたり、小学校の職員と意見交換を通して、小学校との交流を行っています。年長児は近隣の小学校に招待され、小学1年生の授業を参観し1年生と交流を図るなかで、就学への期待や安心感につなげています。また幼保小担当者会議があり、その中で意見交換や情報共有を行っています。</p> <p>年長児の就学にあたっては、保育所児童保育要録を個別に記載し、入学する小学校に送付しています。懇談会を早めに設け、子どもの姿を小学校以降の見通しが持てるように行っています。就学先が同じ保護者同士の情報交換を行い、初めて就学させる保護者の不安を軽減出来るように、兄弟が在籍している保護者からの助言を受け、保護者自身が学校のイメージを持てるようにしています。</p>		

A-1-(3) 健康管理		
【A12】	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>川崎市の「健康管理マニュアル」に基き、保健日誌に子どもや保護者の健康に関する情報を記入し、職員で情報共有しています。</p> <p>保育説明会資料に、「保育園の健康」についての記載と4期ごとの保健目標、内容及び配慮、保健活動などを記した健康管理年間計画によって保護者に説明し、事務室前に必要な情報を掲示しているほか、毎月、ほけんだよりを発行して保護者に知らせています。予防接種をした場合は保護者から接種したことを知らせてもらい、すこやか手帳に記録しています。乳幼児突然死症候群(SIDS)についての知識は職員会議等で徹底し、SIDS表のチェックをしっかりと行い、最もリスクの高い0歳児は全ての午睡時間を5分ごとにチェックし、うつぶせになっていないかも確認しています。</p>		
【A13】	A-1-(3)-② 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園医による年間の健康診断を0、1歳児6回、2～5歳児3回と定期的実施、歯科健診は保護者会の協力もあって年2回実施しています。健診の結果は「健診記録表」及び「歯科健診表」に記録して、保護者にも伝えていきます。</p> <p>園の保育士・看護師・栄養士の専門分野の三者が連携して年数回の身体の健康や食育についての集会を計画し、乳幼児、幼児またはクラスごとに行っています。この集会は、三者が企画してテーマごとに各人が役割を演じて寸劇仕立てにするなど工夫しながら健康診断・歯科健診だけで終わらずに子どもが異年齢の関わりに応じて興味を持ち、健康や食育の知識・習慣が自然に身につくように保育に活かしながら子どもたちに伝えていきます。</p>		
【A14】	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「健康管理マニュアル」のフローチャートにより示された対応によって、アレルギー疾患のある子どもについては医師の指示のもと「除去食献立表」を作成し、毎月、保護者とともに確認を行っています。</p> <p>毎朝、委託業者(栄養士・調理師)とのミーティングで、除去食確認表によって該当する子ども毎の除去食の確認を行っています。除去食のある子どもに対しては、専用の机、布巾、トレーを使用し、給食室からの手渡し、保育室への配膳の際にそれぞれダブルチェックを行い誤食のないように注意し、チェックの記録も残しています。除去内容が変更になった時は、会議で職員に周知しています。</p> <p>全ての園児に対してもアレルギーの意味を年齢に応じて知らせています。</p>		
A-1-(4) 食事		
【A15】	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保育説明会資料に、川崎市におけるめざす子ども像や食育の目標に基づく期毎の食育年間計画を掲載し保育計画に食育を取り入れています。</p> <p>栄養士とともに調理保育で園庭の栽培物を使った、ポップコーン、夏野菜、そら豆むきなどの実演や参加を通して、子どもたちが食に対して興味、関心を持ち、楽しく食事ができるよう取り組み、その様子をクラスや玄関に写真で掲示し、保護者に伝えていきます。</p> <p>子どもの年齢・発達に合わせた持ちやすい陶器の食器を使い食事を提供しています。楽しい雰囲気の中で無理することなく、一人ひとりのペースで発達に合わせた援助をし、子どもの体に机や椅子が合うように足台を用意したり、体が安定するような工夫をしています。</p> <p>健康情報を加えたレンピカードを栄養士が作成し、玄関に設置されて保護者に提供されています。</p>		

【A16】	A-1-(4)-②	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>給食会議や検食簿を活用し、委託業者に対して子どもの発達や喫食状況を伝え、子どもの姿に合った食事の提供につなげています。</p> <p>栄養士がクラス毎の喫食状況を把握し、その後の献立や調理法に活かすとともに子どもの発達に応じた食育の取り組みを行っています。喫食簿には担任やフリー保育士も記入して全クラスの喫食状況が共有されています。川崎市の「保育園給食の手引き」や委託業者向けの「作業基準」に基づいた管理が行われています。ブドウの誤嚥事故の報道等を受け、厚労省のガイドラインに沿ったブドウ、ミニトマト、モチや節分の豆などの提供を止め、家庭に向けては子どもがそのまま食べないように適切な食べ方や切り方の工夫について提供方法を伝えています。</p>			

## A-2 子育て支援

			第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携			
【A17】	A-2-(1)-①	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>朝夕保護者に会える機会を中心に対面でのコミュニケーションを心掛けています。また、乳幼児は連絡帳、幼児はクラスノートや個人ノートで保護者との日常的な情報交換を行っています。</p> <p>子どもの成長を共に感じられるように保育の見える化に努め、感染症対策などで園舎に入ってもらいにくい状況ではホームページに園内の写真を掲載したり、写真入りの掲示やお便りなどを通じて日々の保育の様子を伝えるようにしています。</p> <p>保護者懇談会、保育参加や保護者参加の行事が多く計画され保護者と接する機会が多くあり、保護者との個人面談では児童票にこどもの様子を記録し成長を共有するようにしています。保護者会とは良好な関係を築いており、保育園の運営にも理解を示し環境整備等の協力を得ています。こうしたことから利用者家族アンケートでも総合的な満足度は高く、保護者とは良好な関係を構築していることが窺えます。</p>			
A-2-(2) 保護者等の支援			
【A18】	A-2-(2)-①	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保育士の常識を当たり前とすることなく、保護者の気持ちや状況を把握し、より添う気持ちで相談を受けたり、一緒に考えるようにしています。</p> <p>保育相談をはじめ看護師や栄養士等各専門分野の相談ができる機会はお知らせで知らせ、相談内容に応じた体制と環境を整備して相談に応じています。発達相談支援コーディネーター7名の紹介コーナーが玄関にあり、いつでも相談できる体制があります。地域子育て支援センターみなみゆりがおか、はくさん児童家庭支援センターや白山こども文化センター等、近隣の子育て支援施設の紹介と連携事業についてはお知らせで伝えています。</p>			
【A19】	A-2-(2)-②	家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>早期発見・早期対応をこころがけ、子どもの様子を常に観察し、着替えをする時などに子どもへの虐待の兆候、また、家庭での虐待等権利侵害の懸念を感じ取った場合は、一人で判断するのではなく複数の目で確認して話し合ったうえで園長に報告をしています。</p> <p>「かわさき虐待対応マニュアル」のチェックポイントを活用していますが保育園のマニュアル「虐待の発見と対応」によって、早めに対応するようにしています。必要な場合に直ぐに連携出来るように川崎市、麻生区や児童相談所などの関係機関との情報交換に努め連携体制を整えています。1年に1回はマニュアルの確認をし、研修などの学ぶ時間を作っています。</p>			

## A-3 保育の質の向上

			第三者評価結果
--	--	--	---------

A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
【A20】	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保育士のセルフチェックとして「子ども主体の保育とは」で自己の保育実践を振り返り、担任間でのクラス反省を丁寧に行い、細やかな保育や援助方法、一人ひとりへの対応や保護者への関わり方も確認して専門性の向上を図っています。</p> <p>保育実践の振り返りは日・週・月に行い、年度末には1年を振り返って来年度どうするかを考えるサイクルが定着しています。また、日頃より様々な場面で保育について話し合うことが習慣になっています。職員会議や園内研修などで各自の保育実践の振り返りをもとに、保育園全体の改善や専門性の向上に資するように努めています。第三者評価受審の際には園の自己評価に職員全員が参加しています。</p>		